

## 会社法制定の基本的Q & A

制度調査部  
堀内勇世

### 会社法制現代化要綱案より - 1

#### 【要約】

「会社法」が制定されることになった。

なぜ、制定されることになったのか。その内容はどうか。スケジュールはどうか。

ここでは、これらの問いに、Q & A方式で簡潔に答える。

Q1 「会社法」という新しい法律ができると聞いたが、これはどういったものなのか。なぜ今、そうした法律をつくることになったのか。

#### A1

新しくできる「**会社法**」は、株式会社などの会社の基本的な仕組みを定める法律である。その会社法の大枠は、法務省の法制審議会「会社法（現代化関係）部会」というところで、2004年（平成16年）12月8日に決まっている。その大枠を決めたものが、「会社法制の現代化に関する要綱案」（以下、「**要綱案**」）である。

会社法ができることで、はじめて、会社の基本的な仕組みが法律で規定されるのかということ、そういうわけではない。現在でも、会社の基本的な仕組みを定める法律は存在する。しかし、それは一つの法律ではなく、商法、商法特例法、有限会社法などのいくつかの法律に分かれていて使いづらいという問題があった。特に、商法は古い法律で、カタカナ文語体で書かれており、現代人には使いづらいものであった。また、ここ10年ほどの間に、商法等は何度も改正されており、そろそろ体系的な全面見直しが必要とされていた。

そこで、2002年（平成14年）ごろから検討が進められ、要綱案にまとめられた。会社の基本的な仕組みを、体系的に、ひらがな口語体の一本の法律で規定する方向でまとめられている。また、社会経済情勢の変化に合わせた内容の改正も要望されたので、それらも取り込んでいる。

会社法という法律ができることを、商法等が改正されるという面を捉えて「**商法改正**」と呼んだり、会社制度が現代化される点を捉えて「**会社法制の現代化**」と呼んだりもするので注意が必要である。

Q 2 有限会社がなくなるなど、会社の種類が大きく変わるようだが、具体的にはどんな案が出されているのか？

A 2

確かに「会社法」の下では、有限会社という種類の会社はなくなる。現在の有限会社の制度は、新たな株式会社の制度に吸収されるのである。株式会社として一本化されたうえで、いろいろな選択肢が用意され、それらを使えば、現在の有限会社に近い会社も作れることになろう。なお、現在、設立されている有限会社は、会社法の下ですぐになくなるわけではなく、一定の経過措置が設けられ、存続する。

また、会社法においては、新たな種類の会社が認められる。合同会社がそれである。これは、日本版 LLC といわれることもある。この合同会社は図表 1 のような特徴を有する。

< 図表 1 >

**出資者は有限責任である**

出資者が、会社債権者に負う責任は、出資の範囲内に限定される（＝最悪、出資が無価値になるだけですむ）。つまりその面では、株式会社と同じである。

**内部関係については組合的規律が適用される**

会社の内部ルールについては組合と同様、ある程度、法律で強制されることなく自由に決めることができる。

Q 3 会社の種類に関する改正以外に、注目すべきポイントとしては何があるか？

A 3

< 図表 2 >

恒常的に資本金 1 円でも株式会社の設立が可能となる。  
取締役の総会での解任決議を、原則として特別決議（2/3 の賛成）から普通決議（過半数の賛成）に変更する。  
会計監査人（監査法人等）も株主代表訴訟の対象となる。  
税理士、公認会計士等が、取締役等と共同して計算書類を作成できるとする「会計参与」制度の創設。  
一定の場合、取締役”会”のない株式会社（現在の有限会社に近い）も可能となる。  
現金以外の財産の分配（いわゆる現物配当）の制度の新設。  
四半期ごとの配当なども可能にする制度改正。  
利益準備金、資本準備金の区別が廃止される。  
合併等の際に、存続会社等の株式の代わりに金銭、親会社の株式を交付することを認める。これにより、「三角合併」（子会社が、他の会社を吸収合併する場合に、その親会社の株式を対価として交付する合併のこと）などが可能となる。

会社法の制定で、注目すべきは、株式会社に関連する項目であろう。要綱案でも、株式会社に関する

る事項が大部分を占めている。それだけに、株式会社に関連するものだけでも、ポイントを挙げだせば、きりが無いといえる。あえて株式会社に関連するポイントを挙げるとすれば、図表2のような点であろう(新聞等でも取り上げられることが多いものである)。しかしこれ以外にも重要な改正はあるので注意を要しよう。

Q 4 制定に向け、今後のスケジュールはどうなっているか?

A 4

2月の法制審議会の総会で承認された上で、法務大臣に諮問され、2005年(平成17年)の通常国会に法案が提出される予定である。おそらく3月以降であろう。そして順調に成立したとして、施行日が気にかかるころであるが、現段階でははっきりしない。2006年度中(平成18年度中)に施行される予定であるといわれている。個人的には2006年(平成18年)4月に施行されるのではないかと考えている。

Q 5 今後、注意するとしたら、どんな点か?

A 5

会社法が制定されても、それに沿った会社運営が行われるためには、実務における検討が欠かせない。例えば、定款をどうするかなどである。それゆえに、実務の動きに注意が必要である。また、会社法に関連して、細則を定める政令や法務省令が、会社法の施行までに制定されることになるので、その動向にも注意しなければならない。

なお、会社法により会社にとっての選択肢は広がるが、実際に行うとなると税金の問題などが生じる可能性がある。現段階でも問題となる点が叫ばれているが、税法などの動きにも注意しなければならない。